

## 糸島市子育て世代応援サイト“いとネット”協賛規約

糸島市子育て世代応援サイト“いとネット”（以下「いとネット」という。）は、福岡都市圏（福岡市、糸島市、宗像市、福津市、古賀市、春日市、太宰府市、大野城市、筑紫野市、新宮町、久山町、粕屋町、篠栗町、志免町、須恵町、宇美町、那珂川町）の子育て世代の皆様と協賛事業者をつなぎ、協賛事業者に特別サービスを行ってもらうことで、子育て世代の生活を応援するものです。

協賛事業者は、いとネットを通じて、店舗やイベントなどの紹介を行うことができます。

また、いとネットでは、糸島市から子育て支援や教育環境の情報など、子育てに役に立つ情報をお知らせします。

いとネットに協賛いただける民間事業者におかれましては、この規約に記載する条件をご確認いただき、同意いただいたうえで協賛登録していただきますようお願いいたします。

### （趣旨）

第1条 この規約は、いとネット運営事業への協賛登録、会員向けの特別サービスの提供などに関して、必要な事項を定めています。

### （協賛事業者）

第2条 いとネットに協賛事業者として協賛登録できるのは、福岡都市圏に事業所などがあり、いとネットの会員向けに特別サービスを提供する民間事業者です。ただし、次の各号のいずれかに該当する民間事業者は協賛登録できません。

- (1) 法令等に違反する事業活動を行っている者
- (2) 公序良俗に反する事業活動を行っている者
- (3) 政治性のある事業活動を行っている者
- (4) 宗教性のある事業活動を行っている者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律における、第2条で規定する営業に該当する者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員である者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員である者との関係を有している者
- (8) その他市が協賛事業者として適当でないと認めた者

### （特別サービス等）

第3条 協賛事業者は、いとネット会員向けの特別サービスを、常時実施してください。

2 いとネットの会員で本市の市民を特別会員、福岡都市圏（本市を除く。）の住民を一般会員とします。協賛事業者は、特別会員を優遇した内容で、特別サービスを実施してください。

3 協賛事業者は、自主イベントなどの情報をいとネットを通じて発信することができます。

4 協賛事業者は、市と協議のうえ、市と連携したイベントを開催することができます。  
(特別サービスなどの提供)

第4条 協賛事業者は、特別サービスなどの提供において、会員資格を確認するため、会員に対して登録証の提示を求めることができます。

2 協賛事業者は、特別サービスなどの提供において、登録証の提示に加え、別の方法で利用資格の確認を行うことができます。

3 協賛事業者は、市と協議のうえ、いとネットの目的に反しない範囲で、特別サービスなどに利用条件を設定することができます。

4 協賛事業者は、特別サービスなどを提供するうえで、会員が同意した場合のみ、必要な個人情報を収集することができます。

(登録の手続き)

第5条 いとネットへの協賛登録を申請する民間事業者(以下「申請者」という。)は、糸島市子育て世代応援サイト“いとネット”協賛申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を市に提出してください。

2 市は、前項の申請書の内容などを確認し、協賛事業者の要件を満たすときは、協賛登録を行います。

3 市は、申請書が提出された時点で、申請者はこの規約に同意したものとみなします。

(登録内容の変更等)

第6条 協賛事業者は、協賛登録の内容を変更するときは、変更予定日の1か月前までに糸島市子育て世代応援サイト“いとネット”協賛内容変更届(様式第2号)を市に提出してください。

2 市は、前項の届出を受けたときは、内容などを確認したうえで、協賛登録の内容を変更します。

(退会)

第7条 協賛事業者は、いとネットを退会しようとするとき又は協賛事業者としての要件を満たさなくなったときは、糸島市子育て世代応援サイト“いとネット”退会届(様式第3号)を、速やかに市に提出してください。

(協賛登録の取消し)

第8条 市は、協賛企業が次のいずれかに該当する場合は、協賛登録を取り消します。

(1) 第2条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽その他不正の行為により協賛登録を受けたとき。

(3) その他市が協賛事業者として適当でないと認めたとき。

(登録の抹消)

第9条 市は、協賛事業者から退会の届出があったとき又は協賛登録を取り消したときは、

いとネットへの協賛登録を抹消します。

2 協賛事業者は、退会后、啓発物品の撤去など、啓発活動を中止してください。

(臨時情報の発信)

第10条 協賛事業者は、自主イベントなどの情報をいとネットを通して発信したい場合は、掲載希望日の10日前までにお知らせ掲載申請書(様式第4号)を市に提出してください。

(啓発活動)

第11条 協賛事業者は、協賛登録後に市から交付される啓発用の物品を、店舗などに掲示してください。

2 協賛事業者は、自己のホームページにいとネットへのリンクを掲載することができます。

3 協賛事業者は、自己の広報印刷物などにいとネットのロゴマークを使用することができます。

4 協賛事業者が、ロゴマークを使用する際は、市にロゴマーク貸与(使用)届出書(様式第5号)を提出してください。

(いとネットの停止又は中断)

第12条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、協賛事業者に事前に通告することなく、いとネットの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。

(1) いとネットに係るシステムの保守・点検作業を定期的又は緊急に行う場合

(2) コンピュータ、通信回線などが事故により停止した場合

(3) 火災、停電、天災地変など、不可抗力によりいとネットの運営ができなくなった場合

(4) その他市が停止又は中断が必要であると判断した場合

2 市は、いとネットの停止又は中断に起因して、協賛事業者が被った損害などについて免責されるものとします。

(経費の負担)

第13条 特別サービスなどを提供するための経費、啓発活動を行うための経費などは、すべて協賛事業者の負担とします。

(協賛事業者の責務)

第14条 協賛事業者は、いとネットへの協賛登録の内容について、一切の責任を負うものとします。

2 協賛事業者は、この規約に違反し、市に損害を与えたときは、市に対し、その損害を賠償しなければなりません。

3 協賛事業者は、いとネットに関連して、会員及びその他の者からクレームを受けたとき又はそれらの者との間で紛争が生じたときは、協賛事業者の費用と責任において、当該クレーム又は紛争を処理するものとします。

(保証の否認及び免責)

第15条 いとネットにおける協賛事業者としての協賛登録、協賛事業者の情報掲載などは、特別サービスなどを提供する協賛事業者であることを会員に紹介するためのものであって、市が協賛事業者の取扱商品の販促、顧客斡旋、集客効果などを保証するものではありません。

2 市は、会員が社会的に実在していること、権利能力や行為能力を有していることなどについて、いかなる保証も行いません。

3 市は、いとネットへの協賛登録により、協賛事業者に適用される法令、業界団体の内部規則などに適合することを、市が保証するものではありません。

4 市は、協賛事業者と会員との間で行われる取引などには、一切関与しません。

5 市は、協賛事業者、会員、その他第三者などとの間で生じた損害、クレーム、トラブルなどに関して、一切免責されるものとします。

(権利譲渡等の禁止)

第16条 協賛事業者は、この規約に基づく自己の権利、義務を第三者に譲渡、転貸、売買、名義変更、質権及びその他の担保に供するなどの行為をしてはならないものとします。

(権利の帰属)

第17条 いとネットに関する所有権及び知的財産権は、協賛事業者が制作した情報を除き、市に帰属するものとします。

2 協賛事業者としての協賛登録は、市が協賛事業者に対し、いとネットに関する知的財産権の使用を許諾したものではありません。

(個人情報の保護)

第18条 協賛事業者は、第3条に規定する特別サービスなどの提供に必要な場合は、会員の同意に基づき、会員の個人情報を収集することができます。ただし、収集した個人情報を会員の同意なしに営業、勧誘その他の目的に使用することはできません。

2 協賛事業者は、前項の規定に基づき収集した会員の個人情報を適正に管理しなければなりません。

3 市は、いとネットの運営上必要となる場合、第1項の規定により協賛事業者が収集した会員の個人情報を収集することができますが、収集した個人情報の利用、管理又は廃棄を糸島市個人情報保護条例に従って適正に行い、個人情報の保護に努めます。

4 協賛事業者は、いとネットを退会したときは、直ちにいとネットを通じて得た会員の個人情報を適正に破棄しなければなりません。

(規約の変更)

第19条 市は、協賛事業者の事前の承諾を得ることなく、必要に応じて規約を変更することができます。

2 市は、規約を変更したときは、いとネットに掲載します。協賛事業者は、いとネットで最新の規約を確認してください。

(規約の補完)

第20条 いとネット内に随時掲載する規約などは、この規約の一部を構成するものとします。

(準拠法及び裁判管轄)

第21条 この規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法が適用されるものとします。また、この規約に関して、協賛事業者と市との間で紛争が生じた場合における第一審の専属的管轄裁判所は、福岡簡易裁判所又は福岡地方裁判所とします。

(協議解決)

第22条 この規約に定めのない事項又はこの規約の解釈に疑義が生じた場合には、協賛事業者及び市が互いに信義誠実の原則に従って協議のうえ、速やかにこれを解決するものとします。

附 則

この規約は、平成 27 年 7 月 1 日から施行します。